

# 平成31年第9回定例公安委員会会議録

開催日時 平成31年3月28日(木) 午前11時15分～午後2時45分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時30分

### 2 出席者

公安委員会 増谷委員長 小谷委員 衣笠委員

警察本部 佐野警察本部長 伊貝警務部長 谷村首席監察官  
長谷高生活安全部長 松岡刑事部長 柳清交通部長  
牧田警備部長 竹森警察学校長 妹尾情報通信部長  
樋口警務部参事官

(事務局等～中嶋公安委員会補佐室長、畔田広報官、中田補佐)

### 3 議題事項

### 4 報告事項

- 平成31年度会計監査実施計画(警務部)
- 時間外勤務の上限設定(警務部)
- 平成31年度の鳥取大学における講義(警務部)
- 平成31年度警察行政職員の活躍に向けた推進計画の策定(警務部)
- 4月中の入校及び訓練概況等(警察学校)
- 鳥取西道路開通に伴う通信対策(情報通信部)

(1) 平成31年度会計監査実施計画(警務部)

警察本部

平成31年度の会計監査の実施重点項目は、契約に関すること（物品調達を含む。）、捜査費（捜査報酬費を含む。）に関すること、旅費に関することである。

その他の項目は、支出等関係文書に関すること、郵券、証紙、印紙の保管、管理に関すること、前渡資金を含む保管金に関することである。

監査の対象年度は、平成30年度及び平成31年度である。

監査は第1四半期から第4四半期に分けて行うが、実施項目のうち、捜査費に関することについては、早い時期での意識付けの意味もあり、前半に行う予定である。

#### 委員

会計監査は毎年実施しているが、マンネリ化しないよう視点を変え、適切に実施していただきたい。

### (2) 時間外勤務の上限設定（警務部）

#### 警察本部

本年4月1日に働き方改革関連法が施行されることに伴い、時間外勤務の上限設定を内容とする職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「規則」という。）の改正が行われたことから、県警察においても改正内容に従って職員の時間外勤務の管理を行う。

規則では、時間外勤務の上限時間は、「1か月45時間以下」、「1年360時間以下」であるが、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、「1か月100時間未満」、「2～6か月の平均が80時間以下」、「1年720時間以下」、「1か月45時間を超えて時間外勤務を命じることができる月数は6か月以内」とされている。

上限時間の特例として、任命権者は、大規模な災害への対応その他重要性・緊急性が高い業務（特例業務）に従事する職員に対しては、前述の上限時間を超えて時間外勤務を命じることができるが、この場合、任命権者は当該職員に命じる時間外勤務を必要最小限にとどめるとともに、健康確保に最大限配慮しなければならないとされている。また、特例業務に従事する職員に対して上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合は、6か月以内にその要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

これらに伴い、県警察では関係規定の改正を行い、本年4月1日付けで発出予定である。

他律的な業務の比重の高い部署の指定については、事件、事故等に対応する警察業務の特性から、警察学校など一部の所属を除いて指定する。

上限時間の特例（特例業務）については、「鳥取県警察の緊急事態発生時における警察活動実施要項に定める緊急事態の発生に際し設置された対策本部等の指揮官及び部隊員として従事する業務」、「その他本部長が特に特例業務に指定す

る必要があると認めた業務」などとする。

また、時間外勤務手当の対象外であることから、これまで時間外勤務時間を把握していない管理職員についても、給与・勤怠管理システムに入力された打刻時間により時間外勤務時間を把握していく。

今後、更に厳格な勤務管理及び時間外勤務の管理を実施するとともに、法令の趣旨を踏まえ、引き続き業務の見直し、事務の合理化・効率化に向けた取組及び特例勤務制度、フレックスタイム制度を活用した勤務時間の柔軟化による時間外勤務の縮減に向けた取組を推進する。

#### 委員

以前から県警察では業務の見直しなどを行っているが、基本的には上限時間を超えずに業務を行える状況であるか。

#### 警察本部

現状では、業務負荷の高い職員も一部いるが、時間外勤務を命ずる命令権者等が更に気を付け、注意深く対応していく。

#### 委員

現時点において、かなりの業務の見直しを要するか。

#### 警察本部

警察は突発事案等の対応があり、業務のコントロールが難しい点もあるが、必要な対応をしっかりと行った上で時間外勤務が削減できるよう、引き続き業務の見直しを行っていく。

#### 委員

警察は県民と接するので、どの業務を残し、どの業務を削減するのかという点について、しっかりと検討していただきたい。

#### 警察本部

職員一人一人の仕事のパフォーマンスを上げるための働き方改革であるため、県民の方に、しわ寄せがいく形となれば本末転倒であると考えている。引き続き検討していく。

#### 委員

給与・勤怠管理システムで職員の勤務時間を把握するとのことだが、県外に部隊派遣された職員の場合は、どのように管理しているか。

#### 警察本部

帰県後にシステム入力をしている。

(3) 平成31年度の鳥取大学における講義（警務部）

**警察本部**

「地域を担う人材を育成すること」、「学生に警察業務に対する理解を深めてもらうこと」、「優秀な警察官の採用につなげること」などを目的として、平成28年4月から鳥取大学において開講した「社会安全政策論」を平成31年度においても実施する。

講義は、2単位・全15回、全学共通科目講義であり、1、2年生の受講者が多くなる見込みである。講義内容については昨年度の内容から一部変更し、警察学校による「警察組織の教養制度」について講義を実施する。また、犯罪被害者支援の講義では、事件の被害者遺族を部外講師として招へいする予定である。

講義終了後は、例年と同様に学生に対するアンケートを実施し、次年度以降の講義に反映させていきたい。

**委員**

受講した学生が、鳥取県警に採用された事例はあるか。

**警察本部**

現時点では、いない。

**警察本部**

普段、大学生は警察と関わるのが少ないと思うので、まずは警察を身近に感じるきっかけとなればと思っている。

**委員**

県内の治安を守るために、警察はなくてはならない。警察が就職先として選択肢の一つとなるよう、良い講義としていただきたい。その結果、鳥取県警を目指す学生が増えれば良いと思う。

(4) 平成31年度警察行政職員の活躍に向けた推進計画の策定（警務部）

**警察本部**

警察行政職員が、より一層活躍できる環境を実現するため、平成29年2月に「人材育成の見直し」、「業務の見直し」、「環境の見直し」の3本を柱として「一般職員の活躍に向けた基本方針」を策定した。この中で、毎年度ごとに推進計画を策定し、前年度の取組結果とともに会議等において報告・協議を行うこととされているため、平成30年度の取組結果及び平成31年度の推進計画について報

告する。

平成30年度の「人材育成の見直し」における主な取組結果は、「幹部の育成を見据えた配置とポストの新設」として、ポストとしては認められていた参事監の実質配置を実現し、健康管理室長を新設した。「教養の充実強化」として、専任主事の管区学校への入校を実施した。「幹部職員の能力向上のための教養の実施」として、警務部長による管理官以上の幹部への講話を実施した。また、基本方針である「原則、採用後10年間に5か所の所属を経験」、「原則、専任主事及び主事は2年で異動」、「原則、採用後3年以内に警察署勤務を経験」に則した今春の定期人事異動を実施したほか、知事部局へ主任級職員を派遣させるなど、出向・派遣枠の拡大を図った。

「業務の見直し」における主な取組結果は、従前は各警察署で行っていた支出事務を、新財務会計システムにより県警察の支出審査を本部会計課で一元化し、会計経理業務の合理化・効率化を推進したほか、ストレスチェックシステムの構築、JRにおける拾得物件のうち、傘の自社保管を推進したことによる業務負担の軽減を図った。

「環境の見直し」における主な取組結果は、警察行政職員活躍推進チームを立ち上げ、推進計画の検証及び更なる運用について検討を実施したほか、男性職員の育児休業取得促進施策の推進、警察行政職員と警察官との処遇を比較検討することにより、課長補佐級ポストの増設を図った。

これらを踏まえた平成31年度の推進計画について、「人材育成の見直し」における新規取組は、警察行政職員の人事に係る検討過程に警察行政職員のトップである警務部参事監を参画させ、職員個々のキャリアパス管理を踏まえた配置とする。また、会計・庶務業務の合理化等に向けた組織とポストの検討を実施するほか、優秀な人材を確保するための一環として、SPI試験の導入等、採用試験の見直しを図る。

そのほか、経験豊かな警察行政職員幹部やOBマイスターによる研修会に加え、平成30年度に警察行政職員の技能指導官を追加指名したことから、技能指導官による講義等を開催する。また、今後必要となる各級幹部を適切に選抜するため、昇任考査受考資格の見直しと候補者の能力向上のための教養を実施する。

「業務の見直し」における新規取組は、警察本部総務係の在り方について、会計・庶務業務の合理化・効率化・実質化に向けた多角的な検討を実施する。また、既存の業務マニュアルの活用及び新規マニュアルの作成など、業務の合理化、効率化、実質化を推進する。

「環境の見直し」における新規取組は、全ての職員に対し、警察行政職員と警察官の相互の連携が必要かつ重要であるとの意識改革を推進するとともに、職員個々の事情を踏まえた働きやすい環境の構築と人事配置を実施する。

## 委員

採用試験合格者の採用辞退防止に力を入れなければならないと思う。

#### 警察本部

警察の仕事の面白さを伝えていき、理解した上で警察を選んでもらいたいと考えており、本年の採用パンフレットは、例年以上に警察行政職の部分盛り込んだ。

#### 委員

警察官と警察行政職員の両輪によって、警察組織が回ると思う。

名称が一般職員から警察行政職員に変わったが、警察行政職員から反響はあったか。

#### 警察本部

好意的に受け止められていると感じている。

#### 委員

今後も必要な見直しを行い、警察行政職員が更に活躍できる組織としていただきたい。

### (5) 4月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

#### 警察本部

入校関係は、初任科第89期、第90期及び警察行政職員等初任科第29期が4月4日に入校し、採用時教養を行う。警察行政職員等初任科第29期は、4月26日に卒業する。

専科は、留置管理業務専科が入校する。

行事関係は、学生の資質や個性等を把握し、学校生活における協調の重要性と集団生活の在り方や規律観念を体得することを目的として、特別生活指導期間を設定する。期間は、初任科第89期、第90期は4月4日から同月26日までの間、警察行政職員等初任科第29期は4月4日から同月19日までの間としている。期間中は、久松山・本陣山歩行訓練、私服実務研修、10キロマラソン、35キロ強歩訓練等を予定している。

学生の融和団結を図るため、教官一同、一丸となって取り組んでいきたい。

#### 委員

特別生活指導期間中は、携帯電話の使用は可能か。

#### 警察本部

警察学校で預かるが、必要時は時間を区切って使用できる。

#### 委員

警察職員としての自覚を持つためには、最初の指導が大事である。

**委員**

一人前の警察官となるよう、しっかりと指導していただきたい。

(6) 鳥取西道路開通に伴う通信対策（情報通信部）

**警察本部**

鳥取西道路の鳥取西IC～青谷IC間の開通に伴い、必要箇所に無線設備を整備するなどの通信対策を実施した。また、同区間を管轄する高速道路交通警察隊鳥取分駐隊の移転に伴い、新庁舎に通信機器を整備した。

今後も道路管理者等との連携を密にし、適切に運用していきたい。

**委員**

停電等の対応はどうか。

**警察本部**

停電等に備えた整備を行っているほか、警察本部でも把握できるシステムとなっている。

5 その他

交通死亡事故多発警報（平成31年第1号～西部ブロック警報～）の発令について（交通部）

**警察本部**

本年3月18日に境港市内において歩行者と車両の交通死亡事故、同月20日に米子市内において警備員と車両の交通死亡事故が発生した。

西部ブロックで1週間に2件の交通死亡事故が発生したことから、同月20日から同月29日までの間、ブロック警報を発令し、交通死亡事故抑止に向け緊急対策中であったが、3月24日に米子市内の山陰道において車両同士の正面衝突による交通死亡事故が発生したことから、更に抑止対策の取組を強化し、継続して死亡事故抑止に努めている。

**委員**

各種対策を行っているが、連続して発生しているので、引き続き注意喚起を行っていただきたい。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 3 事前説明

- ・ 時間外勤務の上限設定
- ・ 児童虐待に関する知事部局との連携強化

### 4 報告事項

- ・ 訟務案件
- ・ G20大阪サミット警備に向けた業務推進状況

### 5 決裁

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### 6 公安委員会補佐室との昼食会

### 7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

### 8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。